

29 生経第 470 号

平成 29 年 11 月 27 日

いわき市下水道事業等経営審議会

会長 橋本 孝一 様

いわき市長 清水 敏男

下水道事業等の経営について（諮問）

いわき市下水道事業等経営審議会条例（平成 28 年いわき市条例第 10 号）第 2 条の規定に基づき、次の事項について貴審議会の意見を求めます。

- 下水道事業等の経営について
  - ・ 下水道事業の経営について
  - ・ 下水道使用料について
  - ・ 地域汚水処理事業及び農業集落排水事業の経営について
  - ・ その他（上記に付随して必要となる事項）

## 【 諮 問 理 由 】

本市では、市全体の生活排水対策の基本的な方向性を定めた「いわき市総合生活排水対策方針」に基づき、市街化区域の人口集中地においては公共下水道、住宅団地においては地域汚水処理施設、中山間地域の一定人口集中地においては農業集落排水処理施設、その他の地域においては合併処理浄化槽により、総合的な生活排水対策に取り組んでおり、平成 28 年度末における汚水処理人口普及率は、86.8%となっております。

このうち、公共下水道、地域汚水処理施設及び農業集落排水処理施設に係る事業については、経営状況の透明化や経営基盤の強化を図る観点から、平成 28 年 4 月に企業会計へ移行するとともに、市民の皆様の御意見をお聴きするため、いわき市下水道事業等経営審議会を設置いたしました。

下水道事業等は、生活環境の改善や水質保全による水循環の改善を図り、健全な水環境を保つ上で大きな役割を担う市民生活に欠かせない都市基盤であることから、いつの時代においても安定的で持続可能な経営を求められております。

しかしながら、近年、事業を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、節水型社会の進行などにより、使用料収入の大きな伸びは期待できない一方で、施設・設備の老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれており、その経営環境は、厳しさを増しつつあります。

このような中であっても、将来にわたり市民の皆様に「安心・安全で快適な暮らし」を提供しながら、次世代に「豊かな自然環境」を引き継ぐという事業の責務を果たすためにも、長期的な視点に立ち、戦略的な事業経営をしていかなければなりません。

つきましては、

- ・ 下水道事業の経営について
- ・ 下水道使用料について
- ・ 地域汚水処理事業及び農業集落排水事業の経営について
- ・ その他（上記に付随して必要となる事項）

など、下水道事業等の経営について貴審議会の御意見を賜りたく、諮問いたします。